

みやき町婚活支援事業要領

この要領は、みやき町婚活支援事業の事業内容、登録の方法、登録の条件などに関する事項を定めるものである。

(趣旨)

第1条 みやき町婚活支援事業（以下「事業」という。）は、婚活のサポートを行なうものとする。ただし、本事業は、お見合いの実現、交際、婚約及び成婚を保証するものではない。

(定義)

第2条 みやき町婚活支援事業事務局（以下「事務局」という。）とは、みやき町企画調整課（四季彩の丘みやき）をいう。

2 婚活支援員とは、みやき町長が委嘱した結婚支援を行なう個人をいう。

(事業内容)

第3条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) みやき町婚活支援事業登録者（以下「登録者」という。）同士のお見合いに関する事。
- (2) 婚活イベントに関する事。
- (3) その他婚活支援に関する事。

(登録の方法)

第4条 登録者として登録を希望する者は、みやき町婚活支援事業要領（以下「要領」という。）を承諾の上、登録を希望する本人が、みやき町企画調整課（四季彩の丘みやき）に来館又は郵送にて、利用登録票、誓約書及びその他必要な書類を提出するものとする。ただし、登録を希望する本人の委任状（自著・押印のあるもの）がある場合には、婚活支援員及び親族を代理人として提出することができる。

2 前項の提出を受けた事務局は、登録の可否を審査し、登録を承認した場合に限り登録者として登録をする。

3 登録者として登録を希望する者は、事務局が、登録の審査に際し、必要に応じて身上等の調査を行なうことを承諾するものとする。

(登録の条件)

第5条 登録者となるためには、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 登録日現在戸籍上の独身者であり、かつ、婚約関係や同棲関係を含む事実の婚姻関係がないこと。
- (3) 要領を承諾し、本要領に定める方法により登録をすること。
- (4) 利用登録票その他の提出書類について、虚偽の記載をしていないこと。
- (5) 事業によるお見合いなどを行う際は、みやき町に来町できること。
- (6) 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋及び特殊知能暴力団の構成員などの反社会的勢力でないこと。

(7) 営利及び「政治・宗教」活動など、「交際・結婚」相手を探す目的以外の目的を有していないこと。

(8) 過去に要領に違反し、登録を抹消されたことがないこと。

(遵守事項)

第6条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の結婚又は交際相手を探す目的以外の目的で活動をしてはならない。
- (2) お見合いを実施した場合又は交際を開始した場合は、相手の人格を尊重して誠意を持って接し、相手の名誉を傷つける言動をとってはならない。
- (3) 登録者双方の合意の下に交際を開始した場合であっても、登録者の一方が交際を断る意思を明らかにした場合、他の一方の登録者は直ちに交際を断念し、交際を強要してはならない。また、相手の連絡先を削除しなければならない。
- (4) 登録者同士で、他の登録者に関する情報を交換してはならない。
- (5) 事業の利用によって知り得た他の登録者の情報は、第三者に遺漏してはならない。又登録抹消後も同様とする。
- (6) 交際成立後は、イベントの参加や他の登録者とのお見合いをしてはならない。又、再度イベント参加、お見合いを希望する場合は、必ず事務局に交際が終了した旨を連絡しなければならない。

(禁止事項)

第7条 登録者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 事務局職員、婚活支援員及び他登録者の名誉・信用・プライバシーなどを侵害する行為及びこれらの団体・個人を誹謗・中傷する行為や不利益を与える行為
- (4) 事業の運営を妨害する行為
- (5) 営利を目的とした活動及び政治・宗教活動
- (6) 事務局への利用登録手続き若しくは事務局が実施するアンケート等に対して虚偽の申告をする行為
- (7) 他人になりすまして登録、又は本事業サポートを利用する行為
- (8) 事務局が管理するサイト等に有害なコンピュータープログラム等を送信し又は書き込む行為
- (9) その他事務局が本事業の登録者として不適切であると認めた行為

(登録の有効期限)

第8条 登録の有効期限は、2年間とする。

2 継続して登録を希望する場合は、再度利用登録票を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 事務局は、第7条に定める禁止事項その他要領の華区条項に違反した場合は、予告無しに当該登録者の登録を抹消することができる。

2 前項により登録を抹消された者は、事務局に対して有するすべての権利を喪失する。
(登録抹消届)

第10条 登録者は、登録抹消を希望する場合、又は婚約若しくは結婚した場合は速やかに事務局に対し登録抹消届を提出しなければならない。

第11条 事務局は、予告なしに本サポートの内容を変更する場合がある。
(個人情報の取扱い)

第12条 事務局は、登録者の個人情報を含む登録情報を適切に管理し、情報の遺漏などがないように努めなければならない。

2 事務局は、登録情報を婚活イベントの広報及びお見合い相手の紹介又は登録者管理等の婚活支援サポート並びに情報分析のために利用し、これら以外の目的に使用してはならない。

3 事務局は、登録者情報を、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に開示してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 次に掲げる者は、前項の第三者に該当しない。

(1) 事務局職員

(2) 婚活支援員

(3) お見合い相手候補者

(免責)

第13条 事務局は、第11条に定めるほか、次に掲げる事項について一切の責任を負わない。

(1) 登録情報の正確性

(2) 事務局を通じて提供された情報・サービスに関して生じた、登録者間あるいは登録者と第三者との間の紛争

(3) 本事業による交際等によって生じた一切の損害

(損害賠償請求)

第14条 登録者が本事業サポートを悪用した場合、要領の重大な違反をした場合、違法若しくは不正な行為により事務局に損害を与えた場合は、事務局は、当該登録者を告訴、告発し又は損害賠償の請求をするなどの必要な法的手続きをとることができる。

(本要領などの追加・変更)

第15条 事務局は登録者への事前の通知なくして、本要領の追加、変更(改廃)することができ、追加、変更(改廃)が公開された時点で効力を発揮する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。